

プライベートのひとこま1 ～Think Day / 思い出のあの地へ～

少し時間が経ってしまいましたが…

私の年始の恒例行事について、お話ししてみたいと思います。

我が家は、2人の子がいるため、なかなか夫婦ふたりで、夫婦の、家庭の、事務所の未来を語り合う時間がとれておりません。そこで、「1年の計は元旦にあり」1年間のこれからのこと、その先のことを話し合う機会として、毎年、年始には、旅館に宿泊の上、ふたりで、未来創造合宿しております。年始はじいじ・ばあばが、喜んで孫の面倒を見ていただけるので、助かります(笑)。

今年は、星野リゾート「界 雲仙」(長崎県雲仙市小浜町雲仙321)に行っていました。ここは、私が個人的にも思い出深い場所です。非常によかったです。昔、富貴屋という大きな旅館がありました。我が家というか、私は、高校を卒業するまで、ほとんど長崎県を出たことがなく、あまり旅行をする家庭でもなかったのですが、1年に1回、必ずと言ってよいほど、この富貴屋に泊まって、地獄めぐりをしたり、温泉をめぐったりをしていて、西村家みなでの非常に思い出深い旅館だったわけです。閉館してさみしい思い出をしていたところ、何と長崎県初の星野リゾートが富貴屋跡地にできると言うではありませんか。これは行かねば!とあって、恒例行事だからという以上のワクワク感をもった来館ができました。

界シリーズは、温泉に力を入れているブランドなわけですが、各旅館に「**ご当地楽**」と称してご当地体験ができるイベントが用意されており、界雲仙では活版印刷の体験ができるしつらえになっておりました。界雲仙は、「露天風呂付きのお部屋」ではなく、「**お部屋付き露天風呂**」というコンセプトなのだそうで、温泉でリラックスしながら、ゆっくりとこれからのことを考える時間をいただくことができました。誠にありがとうございます。

毎日お忙しくされているであろうみなさまにも、「Think Day」を設けるのはおすすめです。年始にはそのような時間を創りやすいのではないかと思いますので、ぜひ検討してみてください。そして、長崎県雲仙市にお越しの際はぜひ界雲仙へ!

この日にいろいろ考えて、それも踏まえ、事務所では1月5日に経営計画発表会・経営計画会議を行いました。事務所のビジョンをスタッフみなで共有し、ますます強い組織を創ってまいります! みなさま、ぜひ応援のほど、よろしく願いいたします。



プライベートのひとこま2 ～たまには童心に帰って・豊前のいいところ～

豊前にも温泉があります。「**天狗の湯**」です(福岡県豊前市八屋1725-1)。

近くに温泉があるって、いいものです。事務所から車で2～3分。私もたまに利用させていただいています。

この施設のなかに、「**食事処いま村**」があります。どれを食べてもおいしい!と評判のお店。「安い値段でお腹いっぱい食べてほしい!」というこだわりが詰まった料理がふるまわれています。

土日祝限定のハンバーグエビフライセットを頼んでみました。大人のお子様ランチって感じですね。大変おいしくいただきました。

みなさまも温泉と一緒に、おいしい食事はいかが?



書評 ビル・パーキンス著 「DIE WITH ZERO 人生が豊かになりすぎる究極のルール」

「ただ生きるだけではなく、十分に生きる。経済的に豊かになるだけでなく、人生を豊かにするための方法を考える。」

これが、この本のテーマです。DIE WITH ZEROとは、「死ぬまでに、金を全部使い切りたい」ということ。

その心は?

著者は、こう言います。

人生は経験の合計。人生に「経験(それもポジティブな)」を最大化させることが重要。今しかできない経験(価値のあるものだけ)への支出と、将来のための貯蓄の適切なバランスを取ることで、充実した人生を送ることができる、と。



本書は、冒頭、アリとキリギリスの寓話から始まります。

せっせと働いたアリが冬に生き残り、キリギリスには悲惨な現実が待っていたという話ですが、著者は疑問を投げかけます。「アリは遊ぶことができるのか?」と。

この話から、冒頭の、「ただ生きるだけではなく、十分に生きる。経済的に豊かになるだけでなく、人生を豊かにするための方法を考える。」という話につながっていくわけです。

物事には最適なタイミングがある。それは、決して、死んだ後ではない。適時に経験を得るということは代えがたい価値がある。あなたは喜びを先送りしすぎている。今しかできないことに惜しみなく金を使え。

たくさんの事例をもとに、こうしたメッセージを伝えるとともに、「人生を最適化するための原則・ルール」をわかりやすく体系化しています。

経験への投資には、特別な価値がある。人間の持つ「記憶」という能力によって、継続的な「記憶の配当」をもたらすと言うのです。非常に示唆深いですね。

人生観、死生観、金銭観などについて再検討する上でも有益でしょう。

この本のなかで、面白いアプリの紹介もありました。人生の残された時間をカウントダウンするというアプリです。

人は終わりを意識すると、その時間を最大限に活用しようとする意欲が高まる。よし、私も、人生の締め切りを意識して、よりよい今を実現させよう。

…あれ、これって、私が取り組んでいる終活と、本質的には同じではないか。そういった意味でも、非常に気付きの多い1冊でした。

本書のなかでは、生きているときにお金を使わず、亡くなってからお金を遺した事例がたくさん紹介されます。著者は、生きているときに賢くお金を使う大切さを説いているわけですが、相続紛争を多数取り扱っている私としても、また別の観点から、思うところがありました。

相続というと、相続税の節税等に関心を持っている方も多くいらっしゃいます。養子縁組とか生前贈与とか保険の活用とか、細かいテクニックはたくさんあるのですが…最も本質的で有効な節税対策は、「その方が生きていながら、(賢く、有益に)お金を使ってしまうこと」だと思います。その方が資産を使ってしまっ引き継ぐものがなければ、すなわち遺産がなければ、遺産に課税する相続税のかかりようがないからです。

子どもにお金を遺してあげたければ、その分は別勘定で考えて、それ以外のお金を賢く使えばよいと著者は言います。いわく、「**死後にもらうと、うれしさ半減、価値は激減**」とのこと、言い得て妙だと思いました。

人生の最大の目標は、収入や資産を増やすことではない。大切なのは、経験とそれがもたらす永続的な思い出によって、人生を充実させることだ。

「金を稼ぐこと」と「大切な人との経験」をトレードオフの関係として定量的にとらえ、自分の時間を最適

化することが重要だ。

トレーダーらしい、面白い表現で、私の頭にも印象的な言葉として頭と心に残りました。

著者はアメリカ領ヴァージン諸島を拠点とするコンサルティング会社BrisaMaxホールディングスのCEOで、ヘッジファンドのマネージャーでありながら、ハリウッド映画プロデューサー、ポーカープレイヤーなど、さまざまな分野に活躍の場を広げています。なんとこの本が初めての著書とのこと。

FPジャーナルや終活関連本などでも頻繁に紹介されている本ですが、内容も広報に違わず意義深いものと思います。一見の価値あり。

みなさんの終活の一環としても、また経営者の人生哲学を垣間見るためにも、読んでみてはいかがでしょうか。

書評 立教大学 経営学部 教授 中原淳著 「はじめてのリーダーのための実践! フィードバック 耳の痛いことを伝えて部下と職場を立て直す「全技術」」(PHP)

フィードバックとは、**耳の痛いことであっても、部下に現状をしっかりと伝えて(=情報通知)、将来の行動指針をつくること(=立て直し)**、です。

ティーチングの要素とコーチングの要素をあわせもっています。

上司であるあなたは、部下が正しくまっすぐ飛んでいくために、常に角度を見て、調整を続ける必要があるのです。ロケットには傾きの角度に応じて調整しながらまっすぐに飛んでいくフィードバック機能が備わっていますが、上司がその役割を果たすのです。

かつてないほど、このフィードバックについて、注目が集まっています。

著者は、もともと、①長期雇用、②年功序列、③タイトな職場関係の3条件がそろっていたかつての日本企業において、人が勝手に育つ環境にあったと言います。近年はこの条件が失われ、人を育てるのが難しくなったということです。

「自分は部下を育てるのが下手だ」と思い込んでいる人には朗報かもしれませんね。昔の上司は非常に恵まれていただけで、今は、優秀なマネージャーでも、部下を育てるのに四苦八苦しなければならない時代なのだと言い切っています。

その他、2000年代後半に華々しく導入されたコーチングの限界があらわになり、年上部下、年下上司が増えたことも、フィードバックが注目される原因とのこと(詳しくは本書をお読みください!)

フィードバックを阻む3つの壁、というのも示唆に富むものでした。

10歳離れた若い部下の心がわからないとか、中途入社や外国人の部下の価値観の違いとか、①多様な人材に対応していかなければならない難しさが指摘されていたり、パワハラ上司に育てられてきた世代が②ハラスメント意識が過剰に高まった職場に対応しなければならなくなったという難しさが指摘されていたり、③プレイングマネージャーとして多忙な日々を送っていて物理的にフィードバックの時間が取れない、などといったものです。

いずれも「確かに」という内容でした。

本書では、フィードバックのプロセスを示したうえで、多数の事例を通じてフィードバックについて理解を深め、日々の実践に落とし込める、タイトル通り「実践!」的な内容となっています。

著者は、大学教授ですが、堅苦しさはなく、イラスト、図表などが多用されており、1つのブロックが4ページ前後程度にまとまっていて読みやすい。事例やインタビューなども含まれ、単なる知識や理論ではなく、日々の実践につなげるための工夫がふんだんにほどこされています。

人の育成の重要性は言うまでもありませんが、これがいかに難しいかは、経営者であれば日々痛感している内容ではないかと思えます。これからの経営に必要な技術として、フィードバックについて勉強してみたいという方におすすめしたい著作です。



セミナー報告

ありがたいことに、令和6年に入っても、多数のセミナーを執り行うことができております。当初、弊所での自前の相続セミナーを地道にやっていたところでしたが、最近ではコラボセミナーやセミナー登壇依頼が多く、おかげさまでスピーカーとしても気持ちよくお話しさせていただくことができております。ご興味がおありの方は、ぜひお気軽にお問い合わせくださいませ。

2024年2月8日 終活カウンセラー協会主催・「遺言作成の際に必要なヒアリングとは？」@Zoom

「ヒアリング」にフォーカスして、遺言について、お話ししてみました。「聴く」というのがどういうことか、その在り方が問われるというマインドセットの話から、個別具体的に、①何を聴くか、②どう聴くか、を検討してみました。①は遺言事項法定主義、実務では遺産分割方法の指定が多いなどの観点などから、ある程度、法定遺言事項や遺産分割の流れなどの知識をベースにした聴き取りを意識すると効果的であるなどと言ったお話をし、②については私が考える傾聴のコツ、プロが陥りやすい注意点などをお話しさせていただきました。

終活カウンセラーのみなさんが、アンテナを張ったり、専門家との橋渡し・通訳になるための参考になればいいなと思います。

2024年2月9日 保護司につなげる！付添人・弁護人の環境調整 @豊築更生保護サポートセンター

保護司会から依頼があり、自主的な勉強会で登壇することになりました。実は、以前も依頼があったのですが、コロナ禍で立ち消えになってしまったもので、お互いにとって念願のイベントでした。私が経験した少年事件（保護観察事案⇄少年院送致事案）・刑事事件（保護観察執行猶予事案）をもとに、付添人・弁護人がどのような環境調整をしているのか、個別具体的な経験談をお話しし、そこから遡って一般化できる対象者とのコミュニケーションの法則みたいなものを抽出してお話をしてみました。おおむね好評だったようで、みなさん興味を持って聞いていただきました。これからの保護司の活動にも生かせる考え方や参考になる情報を得られたというコメントをいただいたので、ひとまず成功だったのかなと自負しています。

弊所は、刑事事件・少年事件も相応に取り組んでおり、地域のネットワークの一翼を担う方々向けの研修にも積極的に取り組んでいます。ぜひお気軽にお声がけください。

なお、3月には、弁護士向けの教材にはなりますが、私がこれまで行ってきた「終活」の取り組みを紹介し、それを体系化してお話する教材DVDの発売も予定されています。弊所の取り組みが、業界的にもそれなりに認められている証かと受け取っており、大変うれしく思っております。

セミナー情報一覧



法改正情報

【2024年4月1日】労働基準法施行規則改正 労働条件明示のルールが変更されます！

「労働条件通知書」とは、給与や労働時間等の労働条件を記載した書面のことをいいます。会社が労働者を雇い入れた際には「労働条件通知書」を労働者に交付する義務があります。

2024年4月からは、労働条件通知書の記載内容として

- 就業場所および従事すべき業務の変更の範囲
- 更新上限の有無および内容
- 無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨
- 無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示も必要となります。

書式の見直しなどしたい方は、ご相談ください！

Copyright (C)豊前総合法律事務所 All Rights Reserved.

裁判例情報

【さいたま地裁令和5年3月1日判決】

バスの乗務員として必要な大型自動車第二種免許の未取得者を対象に、教習費用や学科試験費用に対応する額を貸し付け、教習所に通うための一定期間、有期雇用契約を締結して金員を支払い、免許を取得して正社員として採用され一定期間継続して勤務した場合（5年以上勤務）には貸付金の返還債務を免除する制度（養成制度）について、労基法16条には違反しないとした裁判例。

社員教育の一環として、受験費用を支出するなどの制度を保有している企業もたくさんおられるのではないかと思います。社員には育ててほしいけれど、受験後にすぐに転職などされては困る。そんな悩みにどうやって対処していけばよいか、ヒントになるような裁判例です。

制度設計から契約書等の書式の整備まで、お手伝いできるところはたくさんあると思いますので、ぜひお気軽にご相談ください。

【参考】労働基準法（賠償予定の禁止）
第十六条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

弊所からのお願い

みなさん、飲食店をお探しになるときは、「口コミ」を検索しませんか？この口コミが、法律事務所では実態を反映させにくいのです。

相手方がいる仕事ですので、敵対する相手方にはどうしても悪くかかれがちですし、ご依頼者様のプライバシー情報を扱って、センシティブな紛争事案を扱っているため、なかなかご依頼者様の声も投稿しにくい。

悩みますが、弊所は、お客様がどのように思っているのか、その声を発信をしていただき、そのお声を参考に、弊所へのご縁がまた続いていくといいな、と思っているところです。

なかでも、「顧問先企業様の声」を多くの企業様にお届けしたい。そうした思いは強いです。ご協力いただける方は、ぜひお願いいたします。HP等に「顧問先企業様の声」というページを設けて、発信させていただくことも考えています。

また、口コミに関しましては、いくつか媒体もご用意させていただいておりますので、ご協力いただける方は、ぜひ忌憚なきご意見をいただけますと幸いです。

QRコードを読み取ると、弊所の情報がたくさん掲示されたページに飛んでいきます。そのなかに、「口コミ投稿 (Yahoo)」「口コミ投稿 (Google)」「口コミ投稿 (弁護士ドットコム)」というボタンがありますので、ご活用ください



豊前総合法律事務所 企業法務サイト

発行元：豊前総合法律事務所
〒828-0028
福岡県豊前市青豊19-14スペースI
TEL：0979-53-9106
FAX：0979-53-9107



Copyright (C)豊前総合法律事務所 All Rights Reserved.

豊前総合法律事務所

News Letter

2024年
1-2月合併号
VOL.07

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 ◆経営理念・ビジョン ◆ごあいさつ
- P2 ◆プライベートのひとこま
- P3 ◆書評ビル・パーキンス著
「DIE WITH ZERO 人生が豊かになりすぎる究極のルール」
- P4 ◆書評 立教大学 経営学部 教授 中原淳著
「はじめてのリーダーのための 実践！
フィードバック 耳の痛いことを伝えて部下と
職場を立て直す「全技術」」(PHP)
- P5 ◆セミナー報告
- P6 ◆法改正情報 ◆裁判例情報 ◆弊所からのお願い

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる** **最高峰の地域密着法律事務所**を目指してまいります。

ごあいさつ

～今年もよろしくお願いたします！～

今年初めてのニュースレターです。今年もよろしくお願いたします。

さて、弊所では、「事前対策」が可能な分野として、個人のお客様向けには「終活」に関するサービスに、企業のお客様向けには企業顧問契約を基礎とするリーガルサービスに、注力しております。

企業のお客様に私たちがお届けするサービスの本質は、経営者が、当該企業が、「**本業に専念できる環境を提供すること**」だと思えます。私たちは、製造業のみなさまのように、モノを作ることもできませんし、建設業のみなさまのように、立派な建物を作り、そこで育まれる生活をデザインすることもできません。医療・福祉・介護業のみなさまのように、人の命を、身体を、健康を守ることもできません。私たちは微力です。しかし、それができるみなさま方が、自分たちのやりたいこと、やれることに100%の力を尽くすことができる環境づくりをお手伝いすることはできます。

複雑化する社会のなかで、経営の足元にはさまざまリスクがはびこっていますが、これらに適切に対応すべく、「**経営者の知の泉**」として、みなさまをサポートできる組織体を目指し、みなさまとともに成長ができる事務所を創ってまいりたいと思っています。

顧問税理士様、顧問社労士様とともに、今年さらには事務所の変革をはかっていきたいとも思っています。この点も乞うご期待です！

なにとぞ、今後とも、ご指導ご鞭撻いただくとともに、顧問弁護士をぜひ積極的にご活用いただきたく、よろしくお願いたします。

感謝：令和6年2月15日現在の顧問先企業様数 24社



西村幸太郎
感謝之印

Copyright (C)豊前総合法律事務所 All Rights Reserved.